三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　水路通報第二十七号（平成二十六年七月十一日発行）、二管区水路通報第二十六号（平成二十六年七月四日発行）、九管区水路通報第二十五号（平成二十六年七月四日発行）

○海上保安庁告示第九十一号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年七月十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称及び位置	灯質	光達距離	点灯年月日	記事
久慈港石油備蓄Aシーバース灯 岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・八キロメートル） 四〇―一二―〇五 一四一―五〇―〇六	モールス符号白光　毎一二秒にU（・―） 実効光度五〇カンデラ	四・〇海里	平成二十六年六月一日	一　附属施設 イ　電気ホーン ㈠　吹鳴周期　毎三〇秒にモールス符号U（・・―）音 ㈡　設置場所　上部甲板 ロ　レーダー反射器 二　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所管理
久慈港石油備蓄Bシーバース灯 岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・九キロメートル） 四〇―一二―〇四 一四一―五〇―〇一	モールス符号白光　毎一二秒にU（・―） 実効光度五〇カンデラ	四・〇海里	平成二十六年六月二日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所管理
久慈港石油備蓄Cシーバース灯 岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・九キロメートル） 四〇―一二―〇四 一四一―四九―五四	モールス符号白光　毎一二秒にU（・―） 実効光度五〇カンデラ	四・〇海里	平成二十六年六月一日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所管理
久慈港石油備蓄Dシーバース灯 岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・六キロメートル） 四〇―一二―一四 一四一―四九―五二	モールス符号白光　毎一二秒にU（・―） 実効光度五〇カンデラ	四・〇海里	平成二十六年六月一日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所管理
久慈港石油備蓄Eシーバース灯 岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・六キロメートル） 四〇―一二―一四 一四一―五〇―〇一	モールス符号白光　毎一二秒にU（・―） 実効光度五〇カンデラ	四・〇海里	平成二十六年六月一日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所管理
久慈港石油備蓄Fシーバース灯 岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・六キロメートル） 四〇―一二―一三 一四一―五〇―〇七	モールス符号白光　毎一二秒にU（・―） 実効光度五〇カンデラ	四・〇海里	平成二十六年六月三日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所管理

○海上保安庁告示第九十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年七月十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称及び位置	灯質	光達距離	点灯年月日	記事
橘港電発放水口B灯標 徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・九キロメートル） 三三―五一―一七 一三四―三九―三六	モールス符号白光　毎一二秒にU（・―） 実効光度五〇カンデラ	四・〇海里	平成二十六年六月三日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所管理

変更した事項	変更年月日	記事
名称	平成二十六年六月二日	一時変更
位置		清水港新興津防波堤北仮設灯台
所在地		静岡県清水港（新興津防波堤北端）
北緯		三五―〇二―三一
東経		一三八―三一―四五
変更した事項		
光達距離		三一カンデラ
変更年月日		三・五海里
名称	平成二十六年六月六日	神戸六甲アイランド南工事区域X灯
位置		阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東方約一・九キロメートル）
北緯		三四―四〇―〇五
東経		一三五―一五―五五
変更した事項		
高さ		平均水面上から灯火まで五・一メートル
変更年月日		平成二十六年六月六日
名称		関門橋橋梁灯（R一灯）
位置		関門橋橋梁灯（C一灯）の東南東方約二六〇メートル
北緯		三三―五七―三七
東経		一三〇―五七―四〇
変更した事項		
高さ		平均水面上から構造物の頂部まで四・四メートル　平均水面上から灯火まで四・三メートル
変更年月日		平成二十六年五月三十日

○防衛省告示第百三十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定に基づき、昭和三十六年総理府告示第九号（漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた件）の一部を次のように改正したので、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和二十七年総理府令第四十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月十六日

防衛大臣　小野寺五典

別表ホテル・ホテル水域（沖縄県沖縄島東方沖）の項を次のように改める。

ホテル・ホテル水域（沖縄県沖縄島東方沖）	甲区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面 (1)　北緯二六度五七分四六秒　東経一二九度〇〇分〇〇秒 (2)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒 (3)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
	1　演習が行われる期間中の演習が行われる時間は、漁船の操業を禁止する。 2　演習は、原則として毎日午前六時から午後八時までの間において行われる。
	1　演習が行われる期間及び時間は、水路通報により通報される。 2　次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面を使用しないことについて、アメリカ合衆国